

## 第79号議案

### 公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表専修学校進学者特別支援資金の項中「財団法人島根県育英会（昭和33年6月17日に財団法人島根県育英会という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人島根県育英会（」に改め、同表新規就農者経営安定資金の項中「財団法人しまね農業振興公社（昭和45年8月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人しまね農業振興公社（」に改め、同表林業就業促進資金の項中「社団法人島根県林業公社（昭和40年5月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益社団法人島根県林業公社（」に改め、同表伝統工芸雇用就業資金の項中「社団法人島根県物産協会（昭和52年4月8日に社団法人島根県物産協会という名称で設立された法人をいう。」を「一般社団法人島根県物産協会（」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2号を次のように改める。

(2) 一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会（以下「互助会」と総称する。）の掛金その他の互助会に対して支払うべき納入金

第16条の4第4号中「財団法人島根県教職員互助会」を「一般財団法人島根県教職員互助会」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（退職手当からの控除）

第13条 職員に退職手当を支給する際、その退職手当から一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会の貸付金の弁済金額に相当する額を控除することができる。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第8号までを次のように改める。

- (1) 公益財団法人しまね国際センター
- (2) 公益財団法人しまね海洋館
- (3) 公益財団法人しまね女性センター
- (4) 公益財団法人しまね文化振興財団
- (5) 一般財団法人自治体国際化協会
- (6) 公益財団法人島根県環境管理センター
- (7) 公益社団法人益田市医師会
- (8) 公益財団法人島根県環境保健公社

第2条第1項第10号から第16号までを次のように改める。

- (10) 公益財団法人しまね農業振興公社
- (11) 公益社団法人島根県林業公社
- (12) 一般財団法人くにびきメッセ
- (13) 公益社団法人島根県観光連盟
- (14) 公益財団法人しまね産業振興財団
- (15) 公益財団法人ふるさと島根定住財団
- (16) 公益財団法人島根県建設技術センター

（島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部改正）

第5条 島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

公益財団法人しまね海洋館

公益財団法人しまね女性センター

公益財団法人しまね文化振興財団

公益財団法人しまね国際センター

公益財団法人しまね自然と環境財団

公益財団法人島根県環境管理センター

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

公益財団法人しまね農業振興公社

公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金

公益社団法人島根県林業公社

一般財団法人くにびきメッセ

公益財団法人しまね産業振興財団

公益財団法人ふるさと島根定住財団

島根県土地開発公社

公益財団法人島根県建設技術センター

島根県住宅供給公社

公益財団法人島根県暴力追放県民センター

（島根県県税条例の一部改正）

第6条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項第1号イ中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第36条第3号中「財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法

人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人島根県環境保健公社（」に改める。

（島根県暴力団排除条例の一部改正）

第7条 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「財団法人島根県暴力追放県民センター（平成4年5月11日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人島根県暴力追放県民センター（」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第29条第2号中「財団法人島根県教職員互助会（昭和46年9月1日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を「一般財団法人島根県教職員互助会（」に改める。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第9条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第1号中「財団法人島根県教職員互助会（昭和46年9月1日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を「一般財団法人島根県教職員互助会（」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。